

厚生労働大臣に対する統一要求

(平成21年3月31日)

(文 書 回 答)

1 (1)

(答)

- 1 ご遺族の方々が精神的苦痛や高齢化等により様々なご苦勞をされておられるものと推察する。
- 2 昨年の大臣協議を踏まえ、どのような支援が可能であるかについて、皆様と協議を行ってきたが、その結果、来年度にご遺族の実態調査を行い、それを踏まえ、皆様にもご参加いただき、和解の枠組みにとらわれない支援策を検討する旨のお話をしてきたところである。
- 3 引き続き、皆様のご意見もいただきながら、ご遺族のおかれた状況を的確に把握するための実態調査のあり方等について検討してまいりたい。

1 (2)

(答)

- 1 これまでに、ご遺族のPTSD等の精神的苦痛等に対応するため、平成18年3月の調査研究会の報告書や皆様のご意見も踏まえ、国庫補助事業である「エイズ患者遺族等相談事業」の充実を図ってきたところである。
- 2 平成19年の大臣協議を踏まえ、ご遺族が精神的なケアを含めた健康問題について、円滑に医療機関を受診できるための環境整備を図るため、現在、実施している相談事業の一環として、専門家相談員による健康相談の窓口の設置を検討しているところである。
- 3 今後とも、皆様のご意見もいただきながら、ご遺族の健康問題等に対する対策の充実を図ってまいりたい。

1 (4)

(答)

- 1 「誓いの碑」は、薬事行政に従事する職員一人一人が、国民の生命と健康に直結するという職責の重さを瞬時も忘れずに、日々の職務に邁進するということを自覚することを目的として設置したものであり、このような碑の性格から、特定の日をもって医薬品の安全性の確保を銘記する必要はないと考えている。
- 2 毎年8月24日には、医薬食品局長から薬事行政に従事する職員に対して「誓いの碑」設置の趣旨を踏まえ、医薬品の有効性・安全性の確保に全力で取り組まなければならないことを訓示しているところである。
また、当日は、厚生労働大臣が直接、薬害被害者の団体からの要望書を受け取り、被害者の方々のお話もお伺いしているところであり、8月24日を記念して薬害根絶を希求する皆様の思いは十分に受け止めているところである。
- 3 また、厚生労働省新規採用職員研修の場においても「誓いの碑」の設置の経緯、趣旨を伝えているところである。被害者の方から直接、お話をお伺いすることについては、検討してまいりたい。
- 4 なお、「誓いの碑」は、玄関ロビーから容易に見え、一般来省者もロビーから見学できる位置に設置されており、また、碑の設置目的等も踏まえれば、案内板の設置やホームページでの掲載は考えていない。

1 (5)

(答)

- 1 「遺族等相談事業」は、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等をなくされたご遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために平成9年度に創設され、遺族による相談や地方相談会の開催及び訪問相談による相談事業、遺族相談員に対する研修会等、皆様のご意見等を踏まえながら、事業を実施しているところである。
- 2 平成16年度及び17年度において、「H I V感染被害者遺族等に対する健康被害等の対応に係る調査研究」を実施し、この結果を踏まえ、平成18年度には「専門相談員育成のための手引書」を作成し、平成19年度においては精神保健福祉士の配置が可能になるような専門家相談員の体制強化を行ったところである。
また、平成20年度は、高齢化によりカウンセリングに参加できない方等への支援体制を整備するため、これらの方々の居住地を中心に関係諸機関の連携・組織化による支援体制（遺族等支援サポートネットワーク）を構築するための措置を講じたところである。
- 3 今後とも、皆様のご意見も踏まえながら、相談事業の充実化について検討するとともに、円滑に実施されるよう、努力してまいりたい。

1 (6)

(答)

新しい資料館を整備することは困難な状況であるが、皆様が具体的に行いたいと考えている個々の事業に対して、厚生労働省としてどのような支援が可能かについて、引き続きご意見を伺いながら検討してまいりたい。

(答)

皆様が主催される和解記念集会については、厚生労働省職員が出席し、恒久対策や薬害再発防止等に全力で取り組む旨の厚生労働大臣の決意をお伝えしているところである。

集会の主催については、集会の目的・趣旨から、被害者が自ら開催されるのが適当であると考えている。

また、大臣自らの出席については、日程の関係上、困難であると考えているが、今後とも、集会開催に当たっては、大臣の薬害再発防止等に向けた決意をお伝えするとともに、皆様の思いを深く受け止め、医薬品の安全性確保に万全を期するよう努めてまいりたい。

3 (1)

(答)

- 1 国が発症予防のために支給している健康管理費用については、平成9年度に従来の免疫機能による支給制限(CD4値500以下)を撤廃し、エイズ発症前の全ての感染者を対象としたところである。

給付額を一律に統一することは、平成7年度から、特に発症予防のため厳密な健康管理が必要である、CD4値200以下の方について支給額を引き上げた経緯等から困難である。

なお、二つの区分の給付水準については、社会情勢の変化や他制度の動向を勘案しつつ、必要な改善について検討してまいりたい。

- 2 血液製剤によるHIV感染者の救済については、和解確認書に基づき、

- ① エイズ発症前の感染者については、健康管理費用の給付

- ② 和解後のエイズ発症については、国及び製薬企業の負担による発症者健康管理手当の支給を実施しているところであり、エイズ発症者に対する健康管理費用の支給は、和解の枠組みを崩すものであり、困難である。

- 3 C型肝炎による肝硬変・肝臓がん発症者に対する費用の上乗せや肝移植に伴う諸費用及び通院・介護費用については、健康管理費用の主たる目的がエイズ発症予防であることから、支給は困難である。

3 (2)

(答)

- 1 発症者健康管理手当は和解確認書に基づきエイズ発症者に支給されるものであり、エイズを発症していない方に支給することは困難である。また、発症者健康管理手当における支給基準は、エイズ動向委員会の「サーベランスのためのAIDS診断基準」によるものであるが、この基準については「エイズ診断基準の再検討に関する小委員会」において、現行診断基準を見直す必要性がないとされたところである。
- 2 国と製薬企業が負担することとされている発症者健康管理手当については、和解協議における重要事項として協議された結果、現在の内容で和解が成立したものであり、「支給額の増額や支給内容の追加」及び「健康管理費用との併給」については、和解の枠組みを崩すものであり困難である。

3 (3)

(答)

- 1 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」については、平成10年から身体障害者福祉法上の「身体障害」の対象として追加し、必要な医療・福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援しているところである。
- 2 ご指摘の身体障害者手帳の制度活用や何らかの変更が案件となる際は、実態をよく踏まえた上で対応してまいりたい。
- 3 HIV感染症患者については、事業主に障害者の雇用義務を課す雇用率制度のもと、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介を通じて、その雇用の促進を図っており、従来より、事前の相談への対応、求職者ごとに担当者を決めた上での対応、また、予約相談の実施等、プライバシーにも配慮した対応を行っているところであり、今後ともこうした取組を行ってまいりたい。

なお、相談個室の整備等についても、庁舎施設の現状等を勘案し、従来より可能な限り改善整備を進めており、今後と

も、その改善・整備に努めていきたいと考えている。

- 4 いずれにせよ、H I V感染症患者の雇用の促進のためにどのような対応が必要か、今後とも様々な機会にご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えている。

3 (3) ①

(答)

H I V感染者にかかる身体障害認定については、平成10年4月1日に施行され、本年度で12年目を迎えたところであり、実際の身体障害者手帳の交付状況については、厚生労働省社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）によって把握している。

(参考)

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」による身体障害者手帳の新規交付者数

	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級
平成10年度	947	290	338	256	63
平成11年度	489	139	168	141	41
平成12年度	549	182	190	139	38
平成13年度	663	200	261	154	48
平成14年度	657	192	254	173	38
平成15年度	829	247	346	181	55
平成16年度	937	284	372	215	66
平成17年度	1,160	366	403	255	136
平成18年度	1,122	357	451	235	79
平成19年度	1,354	353	555	339	107
合 計	8,707	2,610	3,338	2,088	671

資料：厚生労働省 社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）

*数字は、18歳以上の新規交付者数である。

最新データあり【P. 48参照】

3 (3) ②、③及び④

(答)

1. 障害年金請求の際に医師が作成する診断書については、その記載漏れや不備等が見受けられたことから、平成14年11月12日付け事務連絡により各地方社会保険事務局長に対して

- ①ヒト免疫不全ウィルス感染症に係る障害認定については、プライバシー保護に配慮した事務の取扱いについて再度、周知・徹底すること
- ②裁定請求書が提出された場合には、添付されている診断書について記載事項を確認し、必要に応じて医師から診断書の補足部分について提出させること
- ③診断書の内容が不明な場合等は、診断書を作成した医師と連絡を取り、必要な情報を確認すること
- ④裁定請求者の傷病の状態を確認するにあたっては、診断書のほかに本人の申し立てについても、十分その内容を確認し、就労のみで障害の程度が軽いと判断しないこと
- ⑤診断書に記載されている既往症については、必要に応じて、診断書を提出させるなどしてその状況を確認し、裁定請求者の状態を把握すること

に留意するよう申し添えるとともに、管轄の社会保険事務所等へも周知するよう指示したところである。

2. しかしながら、その後においても障害年金請求の際に医師が作成する診断書の記載漏れや不備等が見受けられたことから、改めて平成18年3月13日付け事務連絡で地方社会保険事務局長に対して

- ①ヒト免疫不全ウィルス感染者に係る障害年金の裁定請求の取扱いについては、ヒト免疫不全ウィルス感染者に対する差別や偏見等を抱くことがないよう努めるとともにプライバシー保護に配慮した事務の取扱いについて再度、職員に対して周知徹底すること
- ②ヒト免疫不全ウィルス感染者から裁定請求書等が提出された場合には、添付されている診断書に障害認定に必要な事項が記載されていることを確認し、必要に応じ医師に対して診断書の補足部分について再提出を求めること
- ③診断書の内容が不明な場合等は、診断書を作成した医師と連絡を取り、必要な情報を確認すること
- ④裁定請求者の傷病の状態を確認するに当たっては、診断書の記載内容のほかに本人の申し立てについても十分そ

の内容を確認すること。また、単に就労している事実のみをもって障害の程度が軽いと判断しないよう留意すること

⑤診断書に記載されている既往症については、必要に応じて、当該既往症に係る診断書の提出を求めるなどその状況を確認すること

について特に留意するよう職員に対して周知するとともに、エイズ拠点病院及びエイズ診療協力病院に対しても診断書作成に係る記載事項の留意点等について周知するよう指示したところである。

また、障害年金の認定に当たって認定事務が円滑に行われるよう、ヒト免疫不全ウィルス感染症に係る障害認定に関する留意事項について職員に対して周知するなどして認定事務の円滑化・迅速化を図っているところである。

3. 今後も、エイズ拠点病院等連絡会議を通じて同連絡会議に参加した医師等に対しても診断書の作成に係る留意事項について周知していくことや研修等を通じて職員に対してヒト免疫不全ウィルス感染症に係る障害認定に関する留意事項を引き続き周知していくなどして、より一層の認定事

務の円滑化・迅速化に努めてまいりたい。

4. また、H I V感染症に係る障害認定基準等については、ご要望を踏まえつつ、専門医の医学的知見により、基準の明確化等を図るとともに、現状の医学実態に見合うものが策定されるよう努めてまいりたい。

4 (1)

(答)

- 1 血液凝固因子製剤に起因するH I V感染被害者や血友病患者のおかれる特別な立場に鑑み、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」に基づき、医療保険の自己負担分を全額公費負担としているところである。今後とも、現行制度を活用しつつ、H I V治療等に支障のないよう努めてまいりたい。
- 2 なお、現行制度の枠組みで必要な医療が受けられない個別事例については、ご相談いただき、国としても解決が図られるよう努力してまいりたい。

4 (2)

(答)

従来から、二次感染者についても、和解確認書に基づき、感染の事実について証拠調べを実施した上で、順次和解をし、必要な救済を行うこととしている。

4 (3)

(答)

1 先天性凝固因子欠乏症など先天性の疾病の治療に際して血液製剤が投与され、ウイルス性肝炎に感染された方々は、他の経路で感染された方々同様、大きな不安を抱えているものと推察する。

2 厚生労働省では、血友病など先天性の疾病の「治療に際して血液製剤が投与され、ウイルス性肝炎に感染された」方に対しても、「他の経路で感染した」方同様、

- ・肝疾患の診療体制の整備、
- ・新たな治療薬・治療法の開発のための研究の推進、
- ・国民に対する正しい知識の普及啓発、
- ・相談体制の充実

などに取り組んできた。

さらに、平成20年4月からは、インターフェロン治療に対する医療費助成を開始し、また、平成21年4月からは、一定条件の下、最長1年6か月までの助成期間延長を可能とする等の運用変更を行ったところ。

今後とも、すべての肝炎患者のための対策を着実に前進させてまいりたい。

3 こうした取り組みに加えて、これらの方々に対する救済について、どのような措置が必要であるかについては、現在、血友病の患者会と協議を行っており、また、皆様のご意見も踏まえ、具体的な方策について、早急に検討してまいりたい。

4 (4)

(答)

1 障害者自立支援法は、障害者である薬害エイズ被害者の方を含め、障害者が地域で自立した生活を営むことができる社会を目指すものである。

1 障害者自立支援法については、

① これまでの「特別対策」や「緊急措置」により、低所得者を中心に利用者負担を引き下げる等、様々な配慮を行っているとともに、

② 今国会に、利用者負担の応能負担への見直しや障害者の地域生活支援の充実等を内容とする改正法案を提出しているところ。

3 いずれにしても、薬害エイズ被害者の障害者の方が適切なサービスを利用し、地域で自立した生活が営めるよう、今後とも、障害者施策の推進に努めてまいりたい。

5 (1)、(2)

(答)

真相究明については、

①平成8年に、血液製剤によるH I V感染が生じたことの原因を明らかにするため、省内プロジェクトチームによる調査を実施

②平成10年に、平成8年の調査で確認されなかった「エイズ研究班」の録音テープ及び議事メモの存在が刑事裁判の中で確認されたことを踏まえ省内調査を実施し、

それぞれ公表するなど、厚生労働省としてできる限りの努力を重ねてきたところである。

厚生労働省としては、医薬品等の安全確保の取り組みに今後とも全力を尽くしたいと考えている。

5 (3)

(答)

東京地検から還付されたH I V押収資料等を開示するに当たっては、情報公開法の趣旨を踏まえ、不開示情報のマスキングや、第三者に関する情報が記録されている場合の意見聴取等の手続きが必要となる。

このため、莫大な量を有する当該資料を一度に全て開始することは実質的に困難である。

従って、公表しているファイルリストをもとに、必要なものについて閲覧又は開示請求をお願いしたい。

5 (4)

(答)

還付されたH I V押収資料については、そのリストを作成してホームページで広く公開し、一定の手続きを経た上で閲覧・入手できるようにしているところであり、真相究明のために資料を閲覧・入手したい方に対しての方策は講じているものとする。

H I V押収資料そのものをホームページに掲載することについては、これに要する経費、労力等から困難であり、現在の方法により情報提供してまいりたい。

7 (1)

(答)

- 1 血液製剤の国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されること）については、その達成に向け、国内自給の推進方策等について、平成19年12月に「血漿分画製剤の製造体制の在り方に関する検討会」報告書がとりまとめられた。
- 2 厚生労働省としては、報告書を踏まえ、平成20年6月に「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づく「血液製剤の安全性及び安定供給の確保に関する基本的な方針」（基本方針）の改正を行ったところである。また、献血に関する教育・啓発、血漿分画製剤についての医療関係者に対する啓発と患者への情報提供や、平成21年2月に、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正を行う等、血液製剤の適正使用の推進などの取組を進めているところである。
- 3 こうした取組により、アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤も国内自給率が上昇傾向にあり、平成20年にはそれぞれ約61%、約96%となった。
- 4 今後とも国内自給の推進に努めてまいりたい。

(答)

1 血液製剤及び血液製剤代替医薬品の副作用・感染症については、薬事法第 77 条の 4 の 2 の規定に基づき、個々の事例について医療機関及び製造販売業者から厚生労働大臣に対して報告がなされているところである。

また、製造販売業者等は法第 68 条の 8 の規定に基づき、血液製剤等による感染症に関する最新の論文等で得られた知見に基づきその血液製剤等を評価し、その成果を定期的に厚生労働大臣に報告することとされている。

2 こうした血液製剤等に係る個々の感染症報告や副作用報告、また、感染症定期報告は公開で開催される薬事・食品衛生審議会に報告し、その意見を聴いて保健衛生上の危害の発生、拡大防止のために必要な措置を講じることとしている。

(答)

- 1 献血の推進については、これまで、若年層に対する献血への理解を深める取組として、文部科学省の協力を得て作成している高校生用の副教材「献血 HOP STEP JUMP」、中学生を対象とした血液一般に関する知識の普及を目的としたポスター、若年層を主な呼びかけ対象とした献血キャラクター「けんけつちゃん」を活用した献血の普及や、若年層向け雑誌での献血の呼びかけなどの普及啓発に取り組んできたところ。
- 2 このように、平成17年度から献血構造改革として、普及啓発の対象を明確にした取組を行ってきたところであるが、少子高齢化に伴い、献血者の確保における一層の若年層対策が求められることは御指摘のとおりであり、国としては、平成20年9月に「献血推進のあり方に関する検討会」を設置し、主に若年者層に対する献血推進方策及び採血基準の見直しについて5回の議論を行い、報告書が血液事業部会に提出されたところ。今後、報告書に基づいて重点的かつ効果的に献血者の増加を図ることとしている。
- 3 今後とも国民の協力をいただきながら、献血による血液の確保が将来にわたり継続的、安定的に維持できるよう努めてまいりたい。

7 (4)

(答)

- 1 血液製剤を含め、医薬品の薬価については、薬価差を縮小させ、市場実勢価格を適切に反映したものとする観点から、薬価調査を行い、中医協で了解された「薬価算定の基準」に基づき改定を行ってきており、平成20年4月にも薬価改定を実施したところである。
- 2 今後とも、中医協における議論を踏まえつつ、市場実勢価格を適切に反映した薬価となるよう努めてまいりたい。
- 3 また、血液製剤に対する採血国の国名及び採血又は非採血の表示については、患者又はその家族の方の選択の機会を確保することを目的として、平成15年7月30日より行われているところ。お尋ねの件については、どのようにすれば患者に適切に伝わるか等、今後検討を行ってまいりたい。

(答)

- 1 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、希少血液製剤を含めた血液製剤について、需給計画の規定に照らし著しく適正を欠く製造又は輸入が行われた場合は、厚生労働大臣が勧告できることが規定されており、当面は、同法及び需給計画に基づき、必要な血液製剤の安定供給を着実に実施することが肝要と考えている。
- 2 一方、「血漿分画製剤の製造体制の在り方に関する検討会」報告書において、希少血液製剤である特殊免疫グロブリン製剤の国内自給への対応についてもとりまとめられたところであり、本検討会の報告書も踏まえて、日本赤十字社において、抗体価の高い献血者の抽出について検討を行っているところである。

(答)

- 1 生物由来製品の安全確保は重要なものと考えており、従来の企業からの医薬品等の使用によるものと疑われる感染症の報告に加え、平成15年7月には、感染症定期報告及び医薬関係者からの医薬品等の使用によるものと疑われる感染症の報告の法制化を行った。また、平成16年4月には、生物由来製品を含めた医薬品等の安全対策を実施する部門として、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に安全部を設置し、平成21年度に職員の増員を図るなど、安全対策の充実・強化に取り組んでいるところである。
- 2 さらに、平成17年4月から外国製造施設に対しても我が国のGMPが適用されており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構品質管理部において、生物由来製品を含め、我が国に医薬品を輸出する製造施設等のGMP適合性調査等を十分に実施していくために必要な体制の充実を図っているところである。
- 3 今後とも、厚生労働省と独立行政法人医薬品医療機器総合機構が連携を図りつつ、生物由来製品を含む医薬品等の安全対策を適切に実施してまいりたい。

(答)

- 1 医薬品等の副作用等の情報の評価については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、安全性情報に関する調査・検討を行うとともに、厚生労働省においてその結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の委員に意見を聴くなど、両者で緊密に連携を図り、必要な安全対策を講じている。
- 2 特に、感染症定期報告については、薬事・食品衛生審議会へ報告を行うに当たり、感染症の特性に鑑み、事前に当該報告に関連する分野を専門とする委員に評価いただいている。
- 3 独立行政法人医薬品医療機器総合機構では、平成16年4月の設立と同時に安全部を設置し、安全対策の担当者を順次増員し、また、安全対策の充実のため顧問を置くとともに、必要な外部専門家を委嘱し、事案に応じて意見を聞くなどしているところ。
- 4 特に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における、安全対策に関しては、安全性情報の収集や分析・評価等の充実・強化を図るために、平成21年度において、100人の増員を目指している。
- 5 今後とも、厚生労働省と独立行政法人医薬品医療機器総合機構が連携を図りつつ、生物由来製品を含む医薬品等の安全対策を適切に実施してまいりたい。

(答)

- 1 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(血液法)において、血液製剤の安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めることを、血液製剤の製造業者等の責務として規定していることから、その技術開発等に当たっては、まずは製造業者等が、取り組むべき事項であると考えらる。
- 2 国においては、平成20年度、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において病原体不活化技術導入の準備について、また血液事業部会運営委員会において、より高感度のスクリーニング検査導入に伴う「血液製剤等にかかる遡及調査ガイドライン」の一部改正、さらに血小板製剤の細菌感染、移植片対宿主病(GVHD)の予防等の安全対策を強調した「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正を行ったところ。。
- 3 なお、国としては、厚生労働科学研究費補助事業などにおいて、血液製剤の安全性の向上に係る研究開発等を推進しており、その成果を公表しているところである。

(答)

- 1 血液事業については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者、製造販売業者等、医療関係者が連携して、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に努めているところである。
- 2 採血と原料血漿の配分を専ら担っている日本赤十字社においては、献血事業も含めた血液事業の機能強化を図るため、平成16年10月に血液事業本部制の導入等の組織改革を実施した。
- 3 また、平成17年11月には、日本赤十字社において、事業の効率化及び安全性の向上のため「血液事業運営の当面の方針」を策定して公表し、血液センターの業務の集約化等、広域的な事業運営を図る方針を示すなど、血液事業本部主導の下で、血液事業の改革が進められていると認識している。
- 4 厚生労働省としては、当面の方針に示された取組の実施状況を把握しつつ、日本赤十字社の改革がより実効あるものとなるよう、今後とも、審議会の意見等を踏まえながら、必要な指導・助言等を行ってまいりたい。

(答)

- 1 日本赤十字社血液事業本部の中央血液研究所では、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において議論された病原体不活化技術の導入の準備、より高感度のスクリーニング検査等の血液事業における安全対策及び血液に関する研究・開発を行っている」と承知している。
- 2 また、輸血医療に関する研究や血液製剤の開発につながる研究等に対し、厚生労働科学研究費補助事業などを通じた支援を行っているところである。
- 3 厚生労働省としては、安全な血液製剤を安定的に供給するという基本理念に沿い、研究成果の活用を図りつつ、血液事業の一層の推進に取り組んでまいりたい。

(答)

1 血液代替製剤であって、生物由来製品である遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤等については、血液法に基づく基本方針に則り、患者への説明及び同意、記録の保存等に関して、必要に応じ、血液製剤と同様に取り扱っているところ。

2 平成20年6月に改正された基本方針においては、生物由来製品にかかわらず、全ての血液製剤代替医薬品の安全対策について、それぞれの血液製剤代替医薬品の特性等によって、必要に応じ、患者又はその家族への説明及び同意あるいは記録の保存等についても、血液製剤と同様に行うことと定めたところ。

(答)

- 1 インヒビターの発生した患者に関する医薬品副作用被害救済給付の支給決定については、個々の事例に即して、医学的薬学的専門家の御意見をお伺いしたうえで、適切に行ってまいりたい。
- 2 平成13年度から厚生労働省の委託事業として実施している「血液凝固異常症全国調査」において、インヒビターの発生状況について実態を把握するとともに、平成20年度から「H I V感染症の医療体制の整備に関する研究」班（研究代表者 濱口 元洋 国立病院機構名古屋医療センター部長）において、インヒビター治療を含めた全身管理に関する研究を実施しているところであり、今後ともインヒビター治療の環境整備に努めていきたいと考えている。

8 (1) (3)

(答)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）は、制定の理念を宣明する前文において、患者等の人権を尊重するという視点を明確にするとともに、基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務として患者等の人権の尊重を規定しているところである。
- 2 さらに、感染症法に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」においても感染症対策の基本的方向として人権への尊重を掲げ、法の適切な運用を担保しているところであり、今後とも、既存の法体系の枠組の中で、感染症の患者等に対する差別・偏見を解消するため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及に努めるなど、患者等の人権の尊重に配慮しつつ、適切に感染症対策を講じてまいりたい。

8 (2)

(答)

- 1 エイズ対策については、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の施策の推進状況について専門的な評価及び検討を行い、以後の施策推進に対する意見を聴取することを目的として、平成18年度より、「エイズ施策評価検討会」を厚生労働省健康局内に設置し、H I Vの専門家、原告団及び患者等を委員として検討を行っている。また、本検討会における評価結果については、必要に応じてエイズストップ作戦本部（本部長：厚生労働大臣）に報告することとしている。
- 2 本検討会は、これまでに4回開催されたところであるが、今後も継続して開催していくこととしており、本検討会の中で研究内容も含めたエイズ施策に関する検討を行っていくこととしたい。

(答)

- 1 ご遺族等の実態を把握し対策を講ずることは重要であると考えており、これまでも、国の補助事業である「遺族等相談事業」において、平成16年度からご遺族のPTSD等の健康被害対策に係る検討会を設置し、実態調査を実施するとともに、具体的な対策のあり方を取りまとめたところである。
- 2 現在、平成20年の大臣協議を踏まえ、高齢化や健康問題を抱えるご遺族の支援策を検討するため、皆様にも参加いただく実態調査を検討中であり、今後とも、必要な実態調査については皆様のご意見も伺いながら支援してまいりたい。

9 (2)

(答)

「血液凝固異常症全国調査」については、平成13年度より厚生労働省の委託事業として行っているところであるが、今後とも、ご指摘の点をふまえつつ継続的に本調査が実施できるよう、努力してまいりたい。

9 (3)

(答)

- 1 友愛福祉財団が実施している「エイズ発症予防に資するための血液製剤によるH I V感染者の調査研究事業」において、患者の方からご報告いただいた健康状態のデータ等を分析・評価した上で、研究班において毎年、研究報告書を発表しているところである。
- 2 また、平成18年度には、調査協力いただいた患者のうち、C型肝炎に罹患された方について、ご本人の希望により、C型肝炎治療に関する専門家の意見等を個別に提供したところである。
- 3 今後とも、調査研究にご協力いただいた患者の方の健康やQ O L向上等のための情報提供のあり方については、皆様のご意見等を踏まえ、検討してまいりたい。

(答)

- 1 薬害エイズ事件の真相究明については、平成8年及び平成10年に省内調査を実施し、厚生労働省としてできる限りの対応を図ったところであり、また、刑事裁判が行われたことも踏まえれば、更なる真相究明のための調査の必要性は少ないものとする。
- 2 皆様の自主的な真相究明の調査や再発防止のための研究や実践的活動に対して、どのような支援が可能であるかについては、具体的なご要望を伺いながら、検討してまいりたい。

(答)

1 HIV感染症患者については、事業主に障害者の雇用義務を課す雇用率制度のもと、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介を通じて、その雇用の促進を図っており、従来より、事前の相談への対応、求職者ごとに担当者を決めた上での対応、また、予約相談の実施等、プライバシーにも配慮した対応を行っているところであり、今後ともこうした取組を行ってまいりたい。

なお、相談個室の整備等についても、庁舎施設の現状等を勘案し、従来より可能な限り改善整備を進めており、今後とも、その改善・整備に努めていきたいと考えている。

2 いずれにせよ、HIV感染症患者の雇用の促進のためにどのような対応が必要か、今後とも様々な機会にご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えている。

1 1 (1)、(2)

(答)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）においては、患者等の人権を尊重するという視点を明確にするとともに、感染症患者に適切な医療を提供することで、感染症のまん延を防止するため、患者に対する医療体制の充実を図ることとしている。
- 2 また、感染症に関する情報の収集を行うことで、その結果を感染症の予防・まん延防止につなげることとしている。
- 3 感染症に対する知見を有した多様な人材を確保するため、国としては、最新かつ適切な知識及び技術を習得するために研修や研究事業の推進、ガイドラインの配布等の施策を実施してまいりたい。

(答)

平成8年3月の和解に基づく、国及び製薬企業の責務として、血液製剤によるH I V感染被害者に対する調査研究事業及び健康管理支援事業を実施しており、また、ご遺族に対する支援として、平成9年4月から、国庫補助事業として遺族等相談事業を実施しているところである。

皆様の被害者救済等の諸活動に対する新たな財政的な支援は困難であるが、今後とも、和解に基づく前記の事業を継続的に実施し、感染被害者の支援を着実に行ってまいりたい。

1 2 (2)

(答)

A C C、ブロック拠点病院等の関係者が被害救済の意義を十分認識することは重要であることから、地元原告団、厚生労働省、ブロック拠点病院並びにブロック内の都道府県及び拠点病院が参加する都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議においては、原告団から血液製剤によるH I V感染問題の歴史や救済医療に関して講演していただいている。

ご指摘のような点があることも踏まえ、本会議への病院管理者等も含めた関係者の出席を促すとともに、講演の内容等についても、原告団とも協議するなど、被害救済の責務、意義が医療機関において十分認識されるよう引き続き努力してまいりたい。

1 2 (3)

(答)

エイズ予防財団は、エイズの予防のための知識普及及びエイズの予防治療等の研究助成並びにエイズに関する国際的な情報交換等を行い、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目的として、昭和62年6月に設立された。また、平成18年度からは、エイズ予防対策の更なる推進を図るため、「エイズ予防のための戦略研究」の実施主体として、男性同性愛者を対象とした啓発普及戦略の開発や都市在住者を対象とした広報戦略の開発に取り組んでいる。

厚生労働省としても、本法人がその目的に照らして適正に運営されるよう、必要に応じて運営に関する指導等を行っているほか、「特例民法法人に対する指導監督の一層の適正化について（平成13年1月23日付け厚生労働省発総第10号）」等に基づき当該法人の業務及び財産の状況について、定期的に検査を実施してきたところである。

エイズ予防財団においては、事業を円滑かつ効果的に実施するため、理事会等による検討やエイズに関する専門家のご意見もお聞きし、平成21年度から運営体制の改善を行ったものと承知している。エイズ対策を推進するうえで、当該法人の

役割は重要であると考えており、そのあり方について、原告団から継続的にご意見を伺ってまいりたい。

(答)

1 御指摘の事案については、法律上の除斥期間の問題がなければ、通常のH I V感染に係る和解の枠組みに沿って対応すべき事案であると考えている。

また、被害者の救済の観点からは、H I V感染者に対する健康管理費用の支給や医療保険自己負担分の全額公費負担など、行政上の措置については、除斥期間の問題に関わらず、一律に実施している。

2 除斥期間の問題は、民法の解釈の根幹に係る一般的な問題であり、裁判所の見解や、他の訴訟への波及も踏まえた対応が必要であると承知している。

3 こうした事案の対応については、引き続き、関係省庁と協議を行うとともに、裁判所の訴訟指揮に従いつつ、適切に対応していきたい。

**「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」での
身体障害者手帳交付状況及び手帳所持者数等調**

平成21年3月31日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	合 計
新規交付件数 (H20年4月- H21年3月)	336	639	482	153	1610
再交付・転入件数 (同上)	71	114	55	19	372 ※1
返還・転出件数 (同上)	53	75	58	19	272 ※1
申請却下(非該当) 件数(同上)	0	0	0	2	2
H21.3.31時点の 手帳所持者総数	2009	2782	1604	438	10445 ※1

※1 等級別分類をしていない個所があるため級別人数の合計とは一致しない。

(参 考)

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」による身体障害者手帳新規交付者数

	1 級	2 級	3 級	4 級	総 数
平成10年度	290	338	256	63	947
平成11年度	139	168	141	41	489
平成12年度	182	190	139	38	549
平成13年度	200	261	154	48	663
平成14年度	192	254	173	38	657
平成15年度	247	346	181	55	829
平成16年度	284	372	215	66	937
平成17年度	366	403	255	136	1,160
平成18年度	357	451	235	79	1,122
平成19年度	347	566	336	114	1,363
合 計	2,604	3,349	2,085	678	8,716

資料：社会福祉行政業務報告(厚生労働省)

* 数字は、18歳以上の新規交付者の数である。

* 等級変更者については、再交付となるため数字には含まれていない。